⑷　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　申請書及び添付書類中の金額について、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者
【建設工事】
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。
⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者。
⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
⑸　建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。
⑹　経常建設共同企業体で、その構成員に⑴から⑸までに該当する者を含む者。
【測量・建設コンサルタント等業務】
⑴　予決令第70条に該当する者。
⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者。
⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
⑸　営業に関し法律上必要な資格を有しない者。

5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。
⑵　競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとに総合審査数値の算定をもって行う。

6　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7　競争参加資格の有効期間
資格決定の日から令和７年３月31日までとする。

8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。
②　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者。
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

別記　郵送による提出先
⑴　内閣本府
受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係
所在地　〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１
電話　03―5253―2111（代表）
⑵　宮内庁
受付窓口　宮内庁管理部管理課経理係
所在地　〒100―8111 東京都千代田区千代田１―１
電話　03―3213―1111（代表）
⑶　宮内庁京都事務所
受付窓口　宮内庁京都事務所庶務課会計係
所在地　〒602―8611 京都府京都市上京区京都御苑３
電話　075―211―1211（代表）
⑷　警察庁
受付窓口　警察庁長官官房会計課施設係
所在地　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２―１―２　中央合同庁舎第２号館
電話　03―3581―0141（代表）

競争参加者の資格に関する公示

与那国⑷宿舎Ｂ等新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和４年10月28日

沖縄防衛局長　小野　功雄

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

1　工事名　与那国⑷宿舎Ｂ等新設建築その他工事

2　工事場所　与那国町内

3　工事概要　本工事は、与那国町内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。
【建築工事】
１．宿舎Ｂ　新設（ＲＣ－２／延床面積1,494㎡）
２．宿舎Ｃ　新設（ＲＣ－２／延床面積1,558㎡）
３．仮設建物及び仮設付帯設備　一式
【土木工事】
１．切盛土　約5,000㎥
２．ブロック積擁壁　約160㎡　等

4　工期　令和６年12月25日まで
ただし、宿舎Ｂ、宿舎Ｃ、自転車置場Ａ、自転車置場Ｂ、プロパン庫及びゴミ置場（２カ所）新設並びに付帯土木工事は令和６年９月30日までとする。

5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線160）
⑵　申請書の入手方法　すべて、電子データで交付を行う。なお、通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼する。依頼方法は、入札公告４⑵オに記載のとおり。
⑶　交付期間　令和４年10月28日から令和５年１月18日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後６時まで。最終日は正午まで。
⑷　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。